

令和6年度「調布市認可外保育施設保育料助成事業」

【ご注意ください】

書類の提出が無い場合、審査の対象外となり補助金はお支払いできません。
必ず書類の提出をお願いいたします。

～対象者～

下記の対象施設を利用する児童の保護者で、次のすべてに当てはまる方

- 1 市内に住所を有していること。
- 2 各月1日現在、施設と月極め契約し保育料を納入していること。
(一時預かり又は月の途中の入所月分は対象外です。)

～対象施設～

- 認証保育所
- 共同実施型家庭的保育（グループ型保育施設）
- 家庭福祉員（保育ママ）
- 認可外保育施設指導監督基準を満たしている旨の証明書が発行されている施設



～補助対象期間～

令和6年4月から令和7年3月まで

～助成額～

保護者（世帯）の市民税所得割課税額合算額と児童の年齢により、助成額が異なります（裏面参照）。
住宅借入金等特別控除等の税額控除適用の場合は、控除前の額が算定の対象です。

- 4月～8月分⇒令和5年度の市民税所得割課税額
- 9月～3月分⇒令和6年度の市民税所得割課税額

～保護者（世帯）の所得申告について～

市民税申告がお済みでない方は、市役所3階市民税課又は税務署にて申告をお願いします。
市民税額が確認できない場合は、助成金のお支払いができません。
問い合わせ先 市民税課（042-481-7193・7194）

～申請から助成金支払いまでの流れ～

1 助成申請書の配布

令和6年6月に各施設から配布します。
※7月以降に入園された方は施設にお問い合わせください。
なお、市役所3階保育課窓口又は調布市ホームページでも入手できます。



【調布市HP】

2 助成申請書の提出

申請書を、各施設にご提出ください。
提出期限については、各施設からの案内に従ってください。

3 保育料納入状況の確認

保育料の納付状況を市から各施設に確認します。

- ※ **助成額については、納付された基本保育料の額を上限とします。**
(無償化対象園児は、月額保育料から無償化給付金を差し引いた額が上限になります。)

4 助成額の決定

申請書等を審査のうえ、助成額を決定し、市より保護者へ通知します（裏面参照）。

5 助成金のお支払い

年4回、保護者指定の口座にお振込みします。

- 【第1回】4月分～6月分⇒ 令和6年8月下旬に振込み（予定）
- 【第2回】7月分～9月分⇒ 令和6年11月下旬に振込み（予定）
- 【第3回】10月分～12月分 ⇒ 令和7年2月下旬に振込み（予定）
- 【第4回】1月分～3月分⇒ 令和7年5月下旬に振込み（予定）

～添付書類が必要な方～

1 ひとり親世帯

- (1) 児童育成手当認定（支払）通知書・児童扶養手当証書・ひとり親医療証いずれかのコピー
- (2) **上記の(1)が提出できない場合**、戸籍謄本、離婚受理証（いずれか）

2 令和5年1月1日時点で調布市に住民登録がない方

（下記のいずれかの書類）

- (1) 令和5年1月1日現在にお住まいの市区町村で発行の令和5年度住民税課税（非課税）証明書 **保護者全員分必要です。**
- (2) 海外から転入した方は、2022年分（令和4年1月分～令和4年12月分）の海外所得が確認できる書類（勤務先作成の給与証明書又は給与支払い明細書の写し）と収入申告書
※ 昨年度添付している場合は、不要です。

3 令和6年1月1日時点で調布市に住民登録がない方

（下記のいずれかの書類）

- (1) 令和6年1月1日現在にお住まいの市区町村で発行の令和6年度住民税課税（非課税）証明書 **保護者全員分必要です。**
- (2) 海外から転入した方は、2023年分（令和5年1月分～令和5年12月分）の海外所得が確認できる書類（勤務先作成の給与証明書又は給与支払い明細書の写し）と収入申告書

4 令和4年1月から令和5年12月までに海外での所得がある方

- (1) 海外所得が確認できる書類（対象期間の勤務先作成の給与証明書又は給与支払い明細書の写し等）と収入申告書

～問い合わせ先～

調布市子ども生活部保育課保育・幼稚園係
〒182-8511 調布市小島町2-35-1
TEL 042-481-7132・7133・7134



《0～2歳児クラス》

| 保護者（世帯）の所得状況 | | 対象 | 助成額（月額） | 無償化給付分 42,000円 |
|-----------------------|-------------------|-------|---------|-------------------|
| 区分 | 市民税所得割課税額（世帯合計） | | | |
| 無償化対象の方（※保育要件がある方） | | | | |
| 1 | 非課税世帯及び生活保護世帯 | 全世帯 | 25,000円 | |
| 無償化対象外の方（※保育要件は問いません） | | | | |
| 1 | 非課税世帯及び生活保護世帯 | 全世帯 | 67,000円 | |
| 2 | ～77,100円 | 第1子 | 36,000円 | |
| | | 第2子以降 | 63,000円 | |
| 3 | 77,200円～211,200円 | 第1子 | 27,000円 | |
| | | 第2子以降 | 54,000円 | |
| 4 | 211,300円～256,300円 | 第1子 | 18,000円 | |
| | | 第2子以降 | 45,000円 | |
| 5 | 256,400円～ | 第1子 | 9,000円 | |
| | | 第2子以降 | 36,000円 | |

《3～5歳児クラス》

| 保護者（世帯）の所得状況 | | 対象 | 助成額（月額） | 無償化給付分 37,000円 |
|-----------------------|-------------------|-------|---------|-------------------|
| 区分 | 市民税所得割課税額（世帯合計） | | | |
| 無償化対象の方（※保育要件がある方） | | | | |
| 1 | 全世帯 | 第1子 | 0円 | |
| | | 第2子以降 | 20,000円 | |
| 無償化対象外の方（※保育要件は問いません） | | | | |
| 1 | 非課税世帯及び生活保護世帯 | 第1子 | 23,000円 | |
| | | 第2子以降 | 43,000円 | |
| 2 | ～77,100円 | 第1子 | 18,000円 | |
| | | 第2子以降 | 38,000円 | |
| 3 | 77,200円～211,200円 | 第1子 | 14,000円 | |
| | | 第2子以降 | 34,000円 | |
| 4 | 211,300円～256,300円 | 第1子 | 9,000円 | |
| | | 第2子以降 | 29,000円 | |
| 5 | 256,400円～ | 第1子 | 5,000円 | |
| | | 第2子以降 | 25,000円 | |